

定 款

令和元年 1 1 月

一般社団法人 石川県地質調査業協会

一般社団法人石川県地質調査業協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人石川県地質調査業協会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は主たる事務所を、石川県金沢市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、地質調査業の技術の向上、設備の近代化および経営の合理化を通じて、公共の福祉に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

1. 地すべり等の防災行政に対する積極的な協力
2. 地質調査の重要性に対する県民に対する啓もう運動
3. 調査技術者の技術向上のための研究会、講習会、講演会等の開催
4. 事業の合理化等に関する調査、研究、情報資料の収集、交換、提供
5. 会報、機関誌及び図書の刊行
6. その他目的達成のため必要な事業

第 3 章 会員及び会費

(種 別)

第 5 条 この法人の会員は、次の 2 種とし正会員をもって一般財団法人及び一般社団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定する社員とする。

- (1) 正 会 員 石川県内に本社又は営業所を有し、地質調査、地すべり対策工事等を営む者で、この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人。
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛同して維持発展に寄与する者等を賛助会員とすることができる。

(会 費)

第 6 条 会員は、総会において別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(入 会)

第 7 条 会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退 会)

第 8 条 会員は、退会しようとするときは、書面で会長に届け出なければならない。

(除 名)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) 第6条の会費その他この法人に対する債務の履行を怠り、催告するも納入しないとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は次の各号の一に該当する場合にはその資格を喪失する。

1. 退会したとき。
2. 会員である法人が解散したとき。
3. 会員が死亡または失踪宣告を受けたとき。
4. 除名されたとき。
5. 正会員のすべてが同意したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役 員

(種別及び選任)

第12条 この法人に、次の役員をおく。

- (1) 理 事 4人以上9人以内
- (2) 監 事 1人以上2人以内
2. 理事及び監事は総会において選任する。
3. 理事のうち、1名を会長とし、法人法上の代表理事とする。

4. この法人に任意の機関として、1名の副会長、1名の常務理事を置く。
5. 会長は、理事のうちから理事会において選任する。
6. 副会長及び常務理事は、理事のうちから理事会の同意を得て、会長が選任する。
7. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

- 第13条 会長はこの法人を代表し、会務を統括する。
2. 会長は、3箇月に1回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
 3. 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務の運営に当たる。
 4. 理事は、理事会を構成し、法人法及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。
 5. 常務理事は、この定款で定めるところにより職務を執行する。
 6. 監事は、理事の職務の執行を監査し、法人法で定めるところにより監査報告を作成する。また、いつでも理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任 期)

- 第14条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
2. 補欠又は増員により、就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
 3. 役員は、第12条に定める定数に足りなくなる時は、辞任又は任期満了後であっても、新たに選任されたものが就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

- 第15条 役員は、総会の議決により解任することができる。

(報 酬)

- 第16条 役員は、無報酬とする。

(顧 問)

- 第17条 この法人に任意の機関として顧問をおくことができる。
2. 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応ずる。
 3. 顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

第 5 章 委員会及び事務局

(委員会)

第 18 条 会長は、この法人の事業を行うため必要と認めた時は、理事会の議決を経て任意の機関として委員会をおくことができる。

2. 委員会は、理事会の同意を得て、会長が諮問した事項を調査審議し、又は会長の委嘱した事項を行う。
3. 委員会の委員は、会長が理事会の同意を得て委嘱する。

(事務局)

第 19 条 この法人の事務を処理するため事務局を設け、職員をおく。

2. 職員は理事会の同意を得て会長が任免する。
3. 事務局及び職員に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

第 6 章 会 議

(種 別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2. 前項の総会をもって法人法に規定する社員総会とし、通常総会をもって、法人法に規定する定時社員総会とする。
3. この法人に理事会を置く。

(構 成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

2. 理事会は、すべての理事及び監事をもって構成する。

(権 能)

第 22 条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (2) 事業計画及び収支予算の報告
- (3) その他この法人の運営に関する重要な事項
- (4) その他法令、定款に定める事項

2. 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他法令、定款に定める事項

(開 催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回会計年度終了後 2 月以内に開催する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、総正会員の 5 分の 1 以上若

しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
3. 理事会は、会長が必要であると認めるとき、又は理事の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(招 集)

第24条 会議は、会長が招集する。

2. 総会の招集は、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開会の日の7日前までに文章をもって通知しなければならない。

(議 長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席正会員のうちから選任する。

2. 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定 足 数)

第26条 会議は、総会において正会員、理事会においては理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第27条 総会の議事は、法人法及びこの定款に別に定めるもののほか、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときには、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2. 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

3. 前項の規定にかかわらず、法人法第96条（理事会の決議の省略）の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第28条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数又は理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言の要旨
- (6) その他、法令で定められた事項

2. 議事録には、議長及び出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 29 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 30 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第 31 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第 32 条 この法人の収支予算は会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。収支決算は、年度終了後 2 月以内に法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類、事業報告及び財産目録とともに監事の監査を経て、理事会の承認を得た上で総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 33 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(余剰金の分配禁止)

第 34 条 この法人は余剰金の分配を行うことができない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 35 条 この定款は、総会において総正会員の 4 分の 3 以上の多数による決議により変更することができる。

(解 散)

第 36 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。
2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、総正会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算する場合において有する残余財産の帰属は総会において総正会員の4分の3以上の多数によって定める。ただし、特定の個人又は団体（国若しくは地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等5条第17号に掲げる法人又はその目的と類似の目的を有する他の一般社団法人若しくは一般財団法人を除く。）に帰属させることはできない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 雑 則

(委 任)

第39条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この定款には一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の代表理事は尾蔵博とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは第33条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

平成25年4月1日 制定

令和元年11月13日 改定